

第2編 旅客営業

第1章 通則

(特急料金等を収受する列車の表示)

第12条 特急料金等を収受する列車には、旅客の見易い箇所に相当の表示を行なう。

(乗車券類の購入および所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、別段の定めのある場合を除いてその乗車する車両に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客、または係員の承諾を受けて乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後、ただちに相当の乗車券類を購入するものとする。

(キロ程)

第14条 旅客運賃・料金の計算その他の運送条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロ程による。

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる区間については、表中に示したキロ程による。

区 間	キ ロ 程
朝 桐 線	Km
在原橋 ・ 宝 咲 間	0 . 8
小 宮 線	
里山市 ・ 大河内 間	4 . 0
大河内 ・ 新月見里 間	3 . 8
新月見里 ・ 片 吹 間	3 . 1
片 吹 ・ 導 守 間	5 . 9
導 守 ・ 芦屋中央 間	3 . 6
芦屋中央 ・ 芦屋道場 間	2 . 5
芦屋道場 ・ 蓬萊川 間	8 . 0
蓬萊川 ・ 鵠羽一ノ宮間	4 . 1

- (駅員無配置駅からの旅客の取扱方)
- 第15条** 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行なう。
- 第16条** 削除
- (在原橋・龍泉間、宝咲・龍泉間に対する取扱い)
- 第16条の2** 在原橋・龍泉間および宝咲・龍泉間は同一の線路として取扱う。
- 第17条** 削除